十勝総合振興局における市町村への事務･権限移譲推進方針

平成２１年５月１５日決定
平成２４年５月２２日改訂
十　勝　総　合　振　興　局

1　目　　的

平成２１年３月に改訂された「道州制に向けた道から市町村への事務･権限移譲方針（改訂版）」における新たな取り組みとして、多くの市町村へ移譲が進んでいる事務･権限については、重点的に移譲を推進する権限（以下、「重点推進権限」という。）として選定し、当該権限の移譲を受けていない市町村に要請（セールス）を行い、早期に移譲が進むよう努める。

あわせて、十勝総合振興局として、市町村の自主的な事務・権限移譲の推進に向けて、住民の利便性の向上につながる権限など、検討の目安となるもの（以下、「移譲推奨権限」という。）を選定し、地域主権型社会の実現に向けた管内市町村の取り組みを支援する。

2　重点推進権限･移譲推奨権限一覧（詳細は別紙のとおり）

区分		法令名	権限（最小基本単位）名	移譲状況（移譲済市町村数／対象市町村数）
A 重点推進権限	a 全道重点	老人福祉法	・有料老人ホームの設置等に関する事務	5/19
		老人福祉法	・養護老人ホーム等の設置認可等に関する事務	1/19
		老人福祉法	・老人居宅生活支援事業に関する事務	1/19
		社会福祉法	・軽費老人ホームの設置許可等に関する事務	3/19
		介護保険法	・指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務	1/19
		介護保険法	・指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務	1/19
		介護保険法	・介護老人保健施設の開設許可等に関する事務	1/19
		介護保険法	・指定介護療養型施設の指定等に関する事務	0/19
		旅券法	・一般旅券の発給申請受理･交付に関する事務	10/19
		農地法	・農地等の賃貸借の解約等に関する事務	17/19
		農業振興地域の整備に関する法律	・農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務	17/19
		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	・家畜排せつ物の適正な管理に関する事務及び処理高度化施設整備計画の認定等に関する事務	0/19
		電気用品安全法	・電気用品販売等の規制に関する事務	2/19
		工場立地法	・特定工場に関する届出の審査等に関する事務	9/19
		特定非営利活動促進法	・特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務	4/19
		都市計画法	・開発行為の許可等に関する事務	4/19
		森林法	・開発行為の許可等に関する事務	0/19
		屋外広告物法･北海道屋外広告物条例	・屋外広告物の許可等に関する事務	2/19
	b 総合振興局重点	農地法	・農地等の転用許可等に関する事務	16/19
B 移譲推奨権限		介護保険法	・帳簿書類の提示等に関する事務	1/19
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	・特別児童扶養手当の支給等に関する事務	0/19
		武器等製造法	・猟銃等の製造・販売等の許可に関する事務	1/19
		火薬類取締法	・火薬類の製造等の許認可に関する事務	0/19
		高圧ガス保安法	・高圧ガスの製造等に関する事務	0/19
		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	・液化石油ガス販売事業者等の登録に関する事務	1/19
		砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例	・砂利採取計画の認可等に関する事務	0/19
		市町村が特に移譲を求める権限 *【 今後、市町村の意見を踏まえ整理。】*		

※ 次の権限については、重点推進権限（全道重点）となっているが、管内の全市町村に移譲済みであるため、本方針から除外する。
・とがりねずみ科及びねずみ科に属する獣類等の有害捕獲等の許可に関する事務【鳥獣保護法】
・ニュウナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務【鳥獣保護法】

3　留意事項

次の事項に該当する権限の移譲については、特に市町村と十分協議し、同意を得た上で行うものとする。

① 処分件数が少ない、又は、将来の発生も見込めないもの
② 専門職等の配置が必要なもの
③ 機器等の整備が必要なもの

別　紙

重点推進権限及び移譲推奨権限一覧

1　重点推進権限

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>権限(関係法令)</th><th>管内対象市町村</th><th>総合振興局
担当部課</th><th>移譲によるメリット</th></tr>
<tr><td rowspan="11">A</td><td rowspan="11">a
全
道
重
点</td><td>有料老人ホームの設置等に関する事務
(老人福祉法)</td><td>移譲済の
音更町、鹿追町、芽室町、足寄町、浦幌町
を除く14市町村</td><td rowspan="9">保健環境部
社会福祉課</td><td rowspan="11">・市町村が実施している「指定地域密着型サービス事業者の指定」と、これらの高齢者福祉関係の事務を一体で実施することにより、トータルな高齢者支援が可能となり、本格的な高齢化社会に備え、効果的な施策の展開が可能となる。
・介護保険法に基づく事務については、市町村が担うことで、地域の実情を熟知した市町村自らが、事業者指定や指導等を実施することとなり、地域住民の声を反映しやすい環境が整うとともに、施設利用者にとっては、高質なサービスの提供が期待できる。</td></tr>
<tr><td>養護老人ホーム等の設置認可等に関する事務
(老人福祉法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>老人居宅生活支援事業に関する事務
(老人福祉法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>軽費老人ホームの設置許可等に関する事務
(社会福祉法)</td><td>移譲済の
鹿追町、芽室町、浦幌町
を除く16市町村</td></tr>
<tr><td>指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務
(介護保険法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務
(介護保険法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設の開設許可等に関する事務
(介護保険法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td><td rowspan="2">保健環境部
保健福祉企画課</td></tr>
<tr><td>指定介護療養型医療施設の指定等に関する事務
(介護保険法)</td><td>全19市町村</td></tr>
<tr><td>一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務
(旅券法)</td><td>帯広市、上士幌町、清水町、中札内村、更別村、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町</td><td>地域政策部
総務課</td><td>・地元の市町村でパスポートの申請・受取が可能となり、交通費や移動時間等の住民負担が軽減される。
・旅券事務で重要な本人確認作業は、市町村の戸籍、住民基本台帳確認事務と密接に関連していることから、権限移譲により、市町村の住民窓口で関連する手続きを一括して行えるワンストップサービスが実現する。</td></tr>
</table>

1　重点推進権限（つづき）

区分		権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局担当部課	移譲によるメリット
A	a 全道重点	農地等の賃貸借の解約等に関する事務(農地法)	中札内村、陸別町	産業振興部 農務課	・農業生産の基盤である農地は、食料の安定供給を図る上で、重要な役割を担っており、優良農地を確保し、担い手への利用集積を進めなくてはならないが、地域の実情を最もよく知っている市町村(農業委員会)が法令等に基づき許可・不許可の処分を行うことにより、地域に密着した農地行政のさらなる推進が図られるとともに、許可までの期間が短縮されることにより、早期の農地の有効活用が期待される。
		農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務(農業振興地域の整備に関する法律)	帯広市、中札内村		・市町村の自主的な判断と責任で、地域の特色を活かしたまちづくりが可能となる。(市町村における各種まちづくり施策等と連携することで市町村行政の総合性が確保できるとともに、違反行為等に対し、迅速かつ的確な対応が可能となる。)
		家畜排せつ物の適正な管理に関する事務及び処理高度化施設整備計画の認定等に関する事務 (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)	全19市町村		・現在、市町村が実施している「農畜産業の振興」、「家畜防疫の推進」、「家畜排せつ物の利用促進」の事務と密接に関連することから、一体で実施することにより、総合的な畜産振興施策の展開が可能となる。 ・家畜排せつ物に起因する悪臭や水質汚濁といった環境問題に対しても、地域の実情を熟知した市町村が担うことで、地域住民の要望に対し、きめ細やかな対応が期待できる。
		電気用品販売等の規制に関する事務 (電気用品安全法)	移譲済の 帯広市、芽室町を除く17町村	産業振興部 商工労働観光課	・地元販売店の実情に精通している市町村が主体的に事務を行うことで、迅速かつ的確な対応が可能であり、地域住民の安全が確保できる。 ・なお、電気用品安全法は、既に全市町村に移譲済みの家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法とともに、製品の安全確保を目的とした法律であり、併せて移譲を受けることで、より効果的・効率的に事務を進めることが可能となる。
		特定工場に関する届出の審査等に関する事務 (工場立地法)	移譲済の 帯広市、士幌町、新得町、清水町、芽室町、幕別町、池田町、本別町、足寄町 を除く10町村	産業振興部 商工労働観光課	・騒音規制法や振動規制法の届出等、工場立地に関連する手続きを一括市町村で実施することができ、立地企業の利便性が向上する。 ・地域事情に精通した市町村が窓口となることで、立地企業に対する的確な助言や指導とともに、市町村における総合的な経済政策や環境保全対策が可能となる。
		特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務 (特定非営利活動促進法)	移譲済の 鹿追町、清水町、芽室町、浦幌町 を除く15市町村	保健環境部 環境生活課	・より身近な市町村で手続き等の相談ができ、申請者の利便性向上が期待できるとともに、地域の実情を熟知した市町村が事務を実施することでＮＰＯ法人の活動実態に即した行政支援が期待できる。 ・市町村においては、ＮＰＯ法人に対する支援体制に加え、認証事務等の権限を担うことで、市民活動に対するきめ細かな取り組みが可能となる。

1　重点推進権限（つづき）

区　分		権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局担当部課	移譲によるメリット
A	a 全道重点	開発行為の許可等に関する事務(都市計画法)	移譲済の 帯広市、音更町、芽室町、幕別町を除く15町村	帯広建設管理部 建設指導課	・市町村の自主的な判断と責任で、地域の特色を活かしたまちづくりが可能となる。(市町村における各種まちづくり施策等と連携することで市町村行政の総合性が確保できるとともに、違反行為等に対し、迅速かつ的確な対応が可能となる。)
		開発行為の許可等に関する事務(森林法)	全19市町村	産業振興部 林　務　課	
		屋外広告物の許可等に関する事務 (屋外広告物法、北海道屋外広告物条例)	移譲済みの 鹿追町、芽室町を除く17市町村	帯広建設管理部 建設指導課	・既に、全市町村へ移譲済みの「屋外広告物法：監督に関する事務（違反に対する措置)」と一体的に行うことで、違反物件の判断の迅速化が可能となり、効率化が期待できる。 上記事務に加え、市町村が担っている景観に関する事務と一体で実施することにより、地域が有する優れた景観の保持、美しい都市環境の創出、魅力あるまちづくりに向けた総合的な取組みが可能となる。
	b 総合振興局重点	農地等の転用許可等に関する事務(農地法)	帯広市、中札内村、陸別町	産業振興部 農　務　課	・農業生産の基盤である農地は、食料の安定供給を図る上で、重要な役割を担っており、優良農地を確保し、担い手への利用集積を進めなくてはならない。 一方で、住宅地など社会経済上必要な土地需要にも対応することが必要であることから、地域の実情を熟知した市町村が事務を行うことで、適切な執行が期待できる。

※ 次の権限については、重点推進権限（全道重点）となっているが、管内の全市町村に移譲済みであるため、本方針では除外する。

・とがりねずみ科及びねずみ科に属する獣類等の有害捕獲等の許可に関する事務【鳥獣保護法】

・ニュウナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務【鳥獣保護法】

2　移譲推奨権限

区　分	権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局担当部課	移譲によるメリット
B	帳簿書類の提示等に関する事務 (介護保険法)	移譲済の 芽室町を除く 18市町村	保健環境部 社会福祉課	・指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務、指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務とあわせて移譲をうけることにより、より一層機能的できめ細やかな指導等を行うことができ、住民の福祉向上につながることが期待される。
	特別児童扶養手当の支給等に関する事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	全19市町村		・申請受付から手当額の認定まで、一体的な事務処理が可能になり、事務の進行状況の把握が容易になるほか、事務処理の迅速化が図られることにより、住民の利便性の向上に寄与することが期待される。

2　移譲推奨権限（つづき）

区　分	権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局 担当部課	移譲によるメリット
B	猟銃等の製造・販売等の許可に関する事務 (武器等製造法)	移譲済の 芽室町を除く 18市町村 〔現在、猟銃製造所等が所在するのは帯広市及び広尾町〕	産業振興部 商工労働 観光課	・猟銃等の製造・販売等に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られる。 ・当該許可の対象者は、火薬類の製造等の許認可対象と重複することから、あわせて移譲を受けることにより、立入検査等の事務を一体的に実施することが可能になる。
	火薬類の製造等の許認可に関する事務 (火薬類取締法)	全19市町村		・火薬類の製造・販売等に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られる。
	高圧ガスの製造等に関する事務 (高圧ガス保安法)	全19市町村		・高圧ガスの製造・販売等に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られるとともに、地域住民のライフラインである液化石油ガス(ＬＰガス)のより一層の保安の確保が図られることが期待される。 ・液化石油ガス販売事業者等の登録に関する事務とあわせて移譲を受けることにより、液化石油ガスの卸から販売に関する事務を一体的に処理することが可能になる。
	液化石油ガス販売事業者等の登録に関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	移譲済の 帯広市を除く 18町村		・液化石油ガスの販売に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られるとともに、地域住民のライフラインである液化石油ガス(ＬＰガス)のより一層の保安の確保が図られることが期待される。 ・高圧ガスの製造等に関する事務とあわせて移譲を受けることにより、液化石油ガスの卸から販売に関する事務を一体的に処理することが可能になる。
	砂利採取計画の認可等に関する事務 (砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例)	全19市町村	産業振興部 商工労働 観光課	・砂利採取計画の認可等に係る申請・事前協議等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られるとともに、採取等における災害の防止に対し、迅速な対応が可能になることが期待される。 ・当該認可は、既に多くの市町村に移譲済みの農地等の転用許可等とあわせて行うことが多いことから、地域において、一体的な事務処理が可能になる。

別　紙

重点推進権限及び移譲推奨権限一覧

1　重点推進権限

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>権限(関係法令)</th><th>管内対象市町村</th><th>総合振興局
担当部課</th><th>移譲によるメリット</th></tr>
<tr><td rowspan="11">A</td><td rowspan="11">a
全
道
重
点</td><td>有料老人ホームの設置等に関する事務
(老人福祉法)</td><td>移譲済の
音更町、鹿追町、芽室町、足寄町、浦幌町
を除く14市町村</td><td rowspan="9">保健環境部
社会福祉課</td><td rowspan="11">・市町村が実施している「指定地域密着型サービス事業者の指定」と、これらの高齢者福祉関係の事務を一体で実施することにより、トータルな高齢者支援が可能となり、本格的な高齢化社会に備え、効果的な施策の展開が可能となる。
・介護保険法に基づく事務については、市町村が担うことで、地域の実情を熟知した市町村自らが、事業者指定や指導等を実施することとなり、地域住民の声を反映しやすい環境が整うとともに、施設利用者にとっては、高質なサービスの提供が期待できる。</td></tr>
<tr><td>養護老人ホーム等の設置認可等に関する事務
(老人福祉法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>老人居宅生活支援事業に関する事務
(老人福祉法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>軽費老人ホームの設置許可等に関する事務
(社会福祉法)</td><td>移譲済の
鹿追町、芽室町、浦幌町
を除く16市町村</td></tr>
<tr><td>指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務
(介護保険法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務
(介護保険法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設の開設許可等に関する事務
(介護保険法)</td><td>移譲済の
芽室町を除く
18市町村</td><td rowspan="2">保健環境部
保健福祉企画課</td></tr>
<tr><td>指定介護療養型医療施設の指定等に関する事務
(介護保険法)</td><td>全19市町村</td></tr>
<tr><td>一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務
(旅券法)</td><td>帯広市、上士幌町、清水町、中札内村、更別村、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町</td><td>地域政策部
総務課</td><td>・地元の市町村でパスポートの申請・受取が可能となり、交通費や移動時間等の住民負担が軽減される。
・旅券事務で重要な本人確認作業は、市町村の戸籍、住民基本台帳確認事務と密接に関連していることから、権限移譲により、市町村の住民窓口で関連する手続きを一括して行えるワンストップサービスが実現する。</td></tr>
</table>

1　重点推進権限（つづき）

区分		権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局担当部課	移譲によるメリット
A	a 全道重点	農地等の賃貸借の解約等に関する事務(農地法)	中札内村、陸別町	産業振興部 農務課	・農業生産の基盤である農地は、食料の安定供給を図る上で、重要な役割を担っており、優良農地を確保し、担い手への利用集積を進めなくてはならないが、地域の実情を最もよく知っている市町村(農業委員会)が法令等に基づき許可・不許可の処分を行うことにより、地域に密着した農地行政のさらなる推進が図られるとともに、許可までの期間が短縮されることにより、早期の農地の有効活用が期待される。
		農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務(農業振興地域の整備に関する法律)	帯広市、中札内村		・市町村の自主的な判断と責任で、地域の特色を活かしたまちづくりが可能となる。(市町村における各種まちづくり施策等と連携することで市町村行政の総合性が確保できるとともに、違反行為等に対し、迅速かつ的確な対応が可能となる。)
		家畜排せつ物の適正な管理に関する事務及び処理高度化施設整備計画の認定等に関する事務 (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)	全19市町村		・現在、市町村が実施している「農畜産業の振興」、「家畜防疫の推進」、「家畜排せつ物の利用促進」の事務と密接に関連することから、一体で実施することにより、総合的な畜産振興施策の展開が可能となる。 ・家畜排せつ物に起因する悪臭や水質汚濁といった環境問題に対しても、地域の実情を熟知した市町村が担うことで、地域住民の要望に対し、きめ細やかな対応が期待できる。
		電気用品販売等の規制に関する事務 (電気用品安全法)	移譲済の 帯広市、芽室町を除く17町村	産業振興部 商工労働観光課	・地元販売店の実情に精通している市町村が主体的に事務を行うことで、迅速かつ的確な対応が可能であり、地域住民の安全が確保できる。 ・なお、電気用品安全法は、既に全市町村に移譲済みの家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法とともに、製品の安全確保を目的とした法律であり、併せて移譲を受けることで、より効果的・効率的に事務を進めることが可能となる。
		特定工場に関する届出の審査等に関する事務 (工場立地法)	移譲済の 帯広市、士幌町、新得町、清水町、芽室町、幕別町、池田町、本別町、足寄町 を除く10町村	産業振興部 商工労働観光課	・騒音規制法や振動規制法の届出等、工場立地に関連する手続きを一括市町村で実施することができ、立地企業の利便性が向上する。 ・地域事情に精通した市町村が窓口となることで、立地企業に対する的確な助言や指導とともに、市町村における総合的な経済政策や環境保全対策が可能となる。
		特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務 (特定非営利活動促進法)	移譲済の 鹿追町、清水町、芽室町、浦幌町 を除く15市町村	保健環境部 環境生活課	・より身近な市町村で手続き等の相談ができ、申請者の利便性向上が期待できるとともに、地域の実情を熟知した市町村が事務を実施することでＮＰＯ法人の活動実態に即した行政支援が期待できる。 ・市町村においては、ＮＰＯ法人に対する支援体制に加え、認証事務等の権限を担うことで、市民活動に対するきめ細かな取り組みが可能となる。

1　重点推進権限（つづき）

区　分		権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局担当部課	移譲によるメリット
A	a 全道重点	開発行為の許可等に関する事務(都市計画法)	移譲済の 帯広市、音更町、芽室町、幕別町を除く15町村	帯広建設管理部 建設指導課	・市町村の自主的な判断と責任で、地域の特色を活かしたまちづくりが可能となる。(市町村における各種まちづくり施策等と連携することで市町村行政の総合性が確保できるとともに、違反行為等に対し、迅速かつ的確な対応が可能となる。)
		開発行為の許可等に関する事務(森林法)	全19市町村	産業振興部 林　務　課	
		屋外広告物の許可等に関する事務 (屋外広告物法、北海道屋外広告物条例)	移譲済みの 鹿追町、芽室町を除く17市町村	帯広建設管理部 建設指導課	・既に、全市町村へ移譲済みの「屋外広告物法：監督に関する事務（違反に対する措置)」と一体的に行うことで、違反物件の判断の迅速化が可能となり、効率化が期待できる。 上記事務に加え、市町村が担っている景観に関する事務と一体で実施することにより、地域が有する優れた景観の保持、美しい都市環境の創出、魅力あるまちづくりに向けた総合的な取組みが可能となる。
	b 総合振興局重点	農地等の転用許可等に関する事務(農地法)	帯広市、中札内村、陸別町	産業振興部 農　務　課	・農業生産の基盤である農地は、食料の安定供給を図る上で、重要な役割を担っており、優良農地を確保し、担い手への利用集積を進めなくてはならない。 一方で、住宅地など社会経済上必要な土地需要にも対応することが必要であることから、地域の実情を熟知した市町村が事務を行うことで、適切な執行が期待できる。

※ 次の権限については、重点推進権限（全道重点）となっているが、管内の全市町村に移譲済みであるため、本方針では除外する。

・とがりねずみ科及びねずみ科に属する獣類等の有害捕獲等の許可に関する事務【鳥獣保護法】

・ニュウナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務【鳥獣保護法】

2　移譲推奨権限

区　分	権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局担当部課	移譲によるメリット
B	帳簿書類の提示等に関する事務 (介護保険法)	移譲済の 芽室町を除く 18市町村	保健環境部 社会福祉課	・指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務、指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務とあわせて移譲をうけることにより、より一層機能的できめ細やかな指導等を行うことができ、住民の福祉向上につながることが期待される。
	特別児童扶養手当の支給等に関する事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	全19市町村		・申請受付から手当額の認定まで、一体的な事務処理が可能になり、事務の進行状況の把握が容易になるほか、事務処理の迅速化が図られることにより、住民の利便性の向上に寄与することが期待される。

2　移譲推奨権限（つづき）

区　分	権限(関係法令)	管内対象市町村	総合振興局 担当部課	移譲によるメリット
B	猟銃等の製造・販売等の許可に関する事務 (武器等製造法)	移譲済の 芽室町を除く 18市町村 〔現在、猟銃製造所等が所在するのは帯広市及び広尾町〕	産業振興部 商工労働 観光課	・猟銃等の製造・販売等に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られる。 ・当該許可の対象者は、火薬類の製造等の許認可対象と重複することから、あわせて移譲を受けることにより、立入検査等の事務を一体的に実施することが可能になる。
	火薬類の製造等の許認可に関する事務 (火薬類取締法)	全19市町村		・火薬類の製造・販売等に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られる。
	高圧ガスの製造等に関する事務 (高圧ガス保安法)	全19市町村		・高圧ガスの製造・販売等に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られるとともに、地域住民のライフラインである液化石油ガス(ＬＰガス)のより一層の保安の確保が図られることが期待される。 ・液化石油ガス販売事業者等の登録に関する事務とあわせて移譲を受けることにより、液化石油ガスの卸から販売に関する事務を一体的に処理することが可能になる。
	液化石油ガス販売事業者等の登録に関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	移譲済の 帯広市を除く 18町村		・液化石油ガスの販売に係る一連の申請等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られるとともに、地域住民のライフラインである液化石油ガス(ＬＰガス)のより一層の保安の確保が図られることが期待される。 ・高圧ガスの製造等に関する事務とあわせて移譲を受けることにより、液化石油ガスの卸から販売に関する事務を一体的に処理することが可能になる。
	砂利採取計画の認可等に関する事務 (砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例)	全19市町村	産業振興部 商工労働 観光課	・砂利採取計画の認可等に係る申請・事前協議等が市町村でできるようになるなど、事業者の利便性の向上が図られるとともに、採取等における災害の防止に対し、迅速な対応が可能になることが期待される。 ・当該認可は、既に多くの市町村に移譲済みの農地等の転用許可等とあわせて行うことが多いことから、地域において、一体的な事務処理が可能になる。